

入札心得書

- 1 入札希望者は、本心得書、提出書類等一覧表および市有地売払いのお知らせを熟覧のうえ入札すること。
- 2 本心得書および契約書案について疑義のあるときは、担当職員に説明を求めること。入札後、本心得書および契約書案の各条項について不明不知の理由で異議を申立てることはできない。
- 3 入札者は入札前に提出書類等一覧表に記載された書類を提出すること。
- 4 入札申込受付の際、提出書類が不備な者は入札に参加できない。
- 5 入札保証金は、現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付後に入札保証金納付書を添えて担当職員に提出し、入札保証金受領書の交付を受けること。
- 6 前条の入札保証金は、入札執行後落札者を除き、即日入札保証金受領書と引換えにこれを還付し、落札者は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に振り替えることができる。
- 7 入札に際し、不正の行為があったと認められた者には、入札場外に退場を命ずる。
- 8 入札は、指定の入札書を使用し、入札者の住所、氏名を記入のうえ押印し、入札金額は売払地の総額を記入して、封印のうえ入札時刻に提出すること。なお、郵便による入札は認めないものとする。
- 9 提出した入札書は、開札の前後に関係なく書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

- 10 次の入札は、これを無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付しない者、またはその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一土地等の入札について、2 以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一土地等の入札について、2 件以上の代理人となった者のした入札
 - (5) 同一土地等の入札について、本人と代理人を兼ねた者のした入札
 - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札、または金額を訂正した入札
 - (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- 11 開札は、公告に示した日時、場所に入札者の面前で行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。この場合、異議を申立てることができない。
- 12 入札は、市の最低落札価格以上の最高価格をもって落札と定める。落札となる同価格の入札者が2人以上あったときは、抽選により落札者を定める。
- 13 落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に市の契約書案により売買契約を締結し、契約締結後直ちに契約保証金(契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く)を納めなければならない。
- また、契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
- 14 契約者は、契約締結後14日以内に売払代金(契約保証金充当分を差し引く)を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 15 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)

提出書類等一覧表

	入札者	(注 1) 身分証明書		委任状	誓約書	代表者 選任届	法人 登記簿 謄本	印鑑	(注 2)
		本人	代理人						入札 保証金
個人による 入札	本人	○	－	－	○	－	－	○	○
	代理人	○	○	○	○ 本人および 代理人	－	－	○ 代理人	○
	共同買受人	○ 共同買受人全員	－	－	○ 共同買受人全員	○	－	○ 入札代表者	○
	共同買受人 の代理人	○ 共同買受人全員	○	○ 共同買受人全員	○ 共同買受人全員 および代理人	－	－	○ 代理人	○
法人による 入札	法人代表者	○ 法人代表者	－	－	○ 法人代表者	－	○	○ 法人代表者	○
	法人代表者 の代理人	－	○	○	○ 法人代表者 および代理人	－	○	○ 代理人	○
	共同買受人 (法人代表者)	○ 法人代表者全員	－	－	○ 法人代表者全員	○	○ 法人全部	○ 入札代表者	○
	共同買受人 の代理人 (法人代表者の代理人)	－	○	○ 法人代表者全員	○ 法人代表者全員 および代理人	－	○ 法人全部	○ 代理人	○

(注 1) 身分証明書

本籍地のある市区町村長等の発行する書類であり、秋田市においては1通当り手数料が300円で、代理人が申請する場合は委任状が必要。

(注 2) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手。

(注 3) 印鑑

個人で入札される場合、印鑑は認印でも差し支えないが、実印を用いることが望ましい。